

奈良市不祥事再発防止策策定委員会設置要領

（目的及び設置）

第1条 平成23年8月11日に発覚した管理職による公金着服事件（以下「事件」という。）を受けて、本市において法令等遵守の推進及びその制度的保障を図り、不祥事の再発防止を徹底するため、奈良市不祥事再発防止策策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 事件の調査結果に基づく職員の遵法意識を高めるための方策の策定及び推進に関すること。
- （2） 奈良市税延滞金徴収の制度及び体制に関すること。
- （3） 奈良市税延滞金に係るITシステムに関すること。
- （4） その他前条の目的を達成するために必要な事項。

（奈良市ガバナンス監視委員会の助言）

第3条 委員会は、前条に掲げる事項を検討するに当たっては、奈良市ガバナンス監視委員会の助言を得るものとする。

（組織）

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部担当副市長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（調査等）

第7条 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出を求めることができる。

（検討結果の報告）

第8条 委員長は、第2条に掲げる事項の検討を終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、ガバナンス推進課において処理する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年12月12日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、第8条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

別表第1 (第4条関係)

委員	法令遵守監察監 総合政策部長 総務部長 会計管理者 総務部理事 CIO補佐官 総務部参事(人事担当) 税務室長 財政課長 情報政 策課長 人事課長 ガバナンス推進課長 文書法制課長 契約課長 納税課長 滞納整理課長 教育総務課長 会計課長 水道局総務課長
----	--